

○美馬市美馬リバーサイドパーク条例

平成17年6月29日

条例第224号

改正 平成17年10月12日条例第243号

平成26年3月13日条例第9号

令和元年6月28日条例第1号

令和4年3月14日条例第7号

(設置)

第1条 市民に健全なレクリエーションの場所を提供することにより、市民の体力の増進及び市民相互の連帯意識の向上を図ることを目的として、美馬市美馬リバーサイドパーク（以下「リバーサイドパーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 リバーサイドパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美馬市美馬リバーサイドパーク
- (2) 位置 美馬市美馬町字境目44番地1地先から同市同町字境目39番地6地先まで

(使用時間)

第3条 リバーサイドパークの使用時間は、日の出の時刻から日没の時刻までとする。

2 前項の使用時間は、準備及び原状に復する時間を含むものとする。

(使用の許可)

第4条 リバーサイドパークにおいて、競技会、集会、展示会その他これらに類する催物を行うため、リバーサイドパークの全部又は一部を使用しようとする者は、あらかじめ美馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。また、許可された事項を取り消し、又は変更する場合も同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、リバーサイドパークの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、リバーサイドパークの使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認めるとき。

(使用権利の譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の目的を許可なく変更し、又はその使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、リバーサイドパークの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により、使用許可の取消し等の処分を受けた使用者に損害が生じても、市は、これを賠償しないものとする。

(使用料)

第8条 リバーサイドパークの使用料は、無料とする。ただし、営利を目的とした使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用開始前5日までに使用の取消し又は変更の申出があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用許可の取消し等の処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、故意又は過失によりリバーサイドパークの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第12条 教育委員会は、リバーサイドパークの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にリバーサイドパークの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者にリバーサイドパークの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 使用許可に関する業務

(2) リバーサイドパークの事業として教育委員会が定める事業に関する業務

(3) リバーサイドパークの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 教育委員会は、適当と認めるときは、指定管理者にリバーサイドパークの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条、第5条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市

又は指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 4 第2項の規定により利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第8条及び第9条中「使用料」とあるのは「利用料」と、第8条中「別表に定める」とあるのは「別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年7月15日から施行する。

附 則 (平成17年10月12日条例第243号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の美馬市吉野川河畔ふれあい広場設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の美馬市吉野川河畔ふれあい広場設置条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成26年3月13日条例第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(美馬市吉野川河畔ふれあい広場設置条例に関する経過措置)

- 1.1 第10条の規定による改正後の美馬市吉野川河畔ふれあい広場設置条例の規定

は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月14日条例第7号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設の区分	1時間当たりの使用料の額	
	市内使用者	市外使用者
野球場	510円	1,030円
サッカー場	510円	1,030円
パークゴルフ場	510円	1,030円

○美馬市美馬リバーサイドパーク条例施行規則

平成17年6月28日

教育委員会規則第37号

改正 平成17年10月24日教育委員会規則第43号

令和4年2月25日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、美馬市美馬リバーサイドパーク条例（平成17年美馬市条例第224号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第4条第1項の規定により、美馬市美馬リバーサイドパーク（以下「リバーサイドパーク」という。）を使用しようとする者は、リバーサイドパーク施設使用許可申請書（様式第1号）を、あらかじめ美馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出して、許可を受けなければならない。

2 前項の許可申請の受付開始日は、原則として次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 使用目的が大会及びそれに類するものの場合 使用日前3か月

(2) 使用目的が練習その他の場合 使用日前1か月

3 教育委員会は、使用を許可したときは、リバーサイドパーク施設使用許可書（様式第2号）をリバーサイドパークを使用しようとする者に交付する。

(使用許可の取消し又は変更の手続)

第3条 条例第4条第1項の規定により、前条第3項に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときは、リバーサイドパーク施設使用変更（取消）許可申請書（様式第3号）に同条同項の使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可事項の取消し又は変更を許可したときは、リバーサイドパーク施設使用変更（取消）許可書（様式第4号）を使用者に交付する。

(使用の制限)

第4条 リバーサイドパークを有効に利用するため、団体使用及び個人使用の割振り  
は、教育委員会が定める。

2 リバーサイドパークの使用期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第5条 条例第8条ただし書の営利を目的とした使用者は、第2条第3項の規定による使用許可書の交付を受けたときに、当該使用料を現金により前納するものとする。ただし、教育委員会が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条ただし書の規定により還付する使用料は、次のとおりとする。

(1) 条例第9条第1号及び第2号に該当する場合 100分の100の額

(2) 公益上及び教育委員会の都合により使用の許可を取り消し、又は許可事項を変更した場合 100分の100の額

(3) 使用日開始前3日までに使用の取消し又は許可事項の変更を申請した場合で、かつ、相当の理由があると教育委員会が認めた場合 100分の50の額

(4) 使用日開始前3日までに使用者の都合で、使用の取消し又は許可事項の変更を申請した場合 100分の20の額

2 使用日前3日までに使用の許可の取消し又は許可事項の変更の申請をしないとき、又は条例第7条の規定により使用の許可の取消し等をされたときは、使用料は還付しないものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 リバーサイドパークの使用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 条例、この規則又はこれに基づく指示に従うこと。

(2) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。

(3) 指定する場所以外で飲食、喫煙又は火気の利用をしないこと。

(4) リバーサイドパークの清掃を保つこと。

(5) 危険物その他他人の迷惑となるような物を持ち込まないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに原状に回復し、教育委員会の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しない場合は、教育委員会がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第9条 条例第12条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にリバーサイドパークの管理を行わせる場合にあつては、第2条から第4条まで、第7条及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「美馬市教育委員会」とあるのは「美馬市美馬リバーサイドパーク指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 条例第13条第2項の規定により指定管理者にリバーサイドパークの利用に係る料金を收受させる場合にあつては、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、第5条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」と、第6条中「使用」とあるのは「利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、リバーサイドパークの運営に関し必要な事項は、教育委員会が、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月15日から施行する。

附 則（平成17年10月24日教委規則第43号）

(施行期日)



1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の美馬市吉野川河畔ふれあい広場設置条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の美馬市吉野川河畔ふれあい広場設置条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和4年2月25日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の美馬市吉野川河畔ふれあい広場設置条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の美馬市美馬リバーサイドパーク条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。



様式第2号(第2条関係)

リバーサードパーク施設使用許可書

年 月 日

様

美馬市教育委員会 印

次のとおり、使用を許可します。

1 使用目的

2 使用施設

◇野球場 ( 面使用)	◇キャンプファイヤーサークル
◇サッカー場 ( 面使用)	◇その他( )
◇パークゴルフ場	

3 使用日時

◇ 年 月 日( )～ 年 月 日( )( 日間)

◇午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

4 使用人数

5 備考

※ 使用料(営利を目的として利用する場合に限り徴収します。)  
美馬市美馬リバーサードパーク使用料として、次のとおり領収しました。

¥ \_\_\_\_\_ 円

美馬市教育委員会 印

様式第3号(第3条関係)

リバーサイドパーク施設使用変更(取消)許可申請書

年 月 日

美馬市教育委員会 様

申請者 住所

(団体の場合は責任者の氏名及び印鑑)

氏名 ㊟

連絡先電話 — —

次のとおり、リバーサイドパークの施設を使用変更(取消)したいので許可してください  
ますよう申請します。なお使用するについては、美馬市美馬リバーサイドパーク設置条例  
及び美馬市美馬リバーサイドパーク設置条例施行規則を遵守することを確約します。

1 使用目的

2 使用施設

◇野球場 ( 面使用)	◇キャンプファイヤーサークル
◇サッカー場 ( 面使用)	◇その他( )
◇パークゴルフ場	

3 使用日時

◇ 年 月 日( )～ 年 月 日( )( 日間)

◇午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

4 使用人数

5 備考

様式第4号(第3条関係)

リバーサイドパーク施設使用変更(取消)許可書

年 月 日

様

美馬市教育委員会 印

次のとおり、使用を許可します。

1 使用目的

2 使用施設

◇野球場 ( 面使用)	◇キャンプファイヤーサークル
◇サッカー場 ( 面使用)	◇その他( )
◇パークゴルフ場	

3 使用日時

◇ 年 月 日( )～ 年 月 日( )( 日間)

◇午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

4 使用人数

5 備考

※ 使用料(営利を目的として利用する場合に限り徴収します。)  
美馬市美馬リバーサイドパーク使用料として、次のとおり領収しました。

¥ \_\_\_\_\_ 円

美馬市教育委員会 印

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)